平成２９年（フ）第４５号
長野県下伊那郡豊丘村大字神稲3444番地１
レジデンスパーシモン101
破産者　青木　雅寛
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第６０号
大阪府大阪市東淀川区小松２－７－13、開始決定時の住所滋賀県愛知郡愛荘町蚊野外375番地３、前々住所大阪府枚方市東牧野町11番５－103号
破産者　蒔田　　徹
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第７１８号
京都府福知山市和久市町334番地　コンフォール203号
破産者　髙木　規宏
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８７号
愛媛県新居浜市中村４丁目14番１号　東の奥、前住所愛媛県新居浜市船木甲5085番地の１
破産者　竹内　清高
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第２１１号
熊本県宇城市不知火町長崎1086番地２、開始時の住所熊本市中央区渡鹿５丁目７番２号シャポー渡鹿305号
破産者　東　　千春（旧姓山本）
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３１４号
熊本市西区横手１丁目６番13号　未来ハイツ201号
破産者　藪田　安孝
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第７９２号
札幌市中央区南17条西12丁目１番18―202号
破産者　髙田　正宜
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４７５号
札幌市手稲区稲穂２条７丁目11番24―402号
破産者　金井美惠子
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５０７号
札幌市東区東苗穂４条３丁目３番10―102号
破産者　水戸　友子
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５９号
青森県中津軽郡西目屋村大字田代字神田104番地33
破産者　工藤　尚文
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第１０１号
青森県平川市八幡崎本林８番地１、旧住所横浜市都筑区勝田町266番地１　市営勝田住宅36―304
破産者　白戸　美佳（旧姓曾我）
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第５３号
青森県八戸市大字豊崎町字滝谷16番地４
破産者　小泉　幸子
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１２２号
青森県八戸市大字新井田字寺沢下２番地29、前住所青森県八戸市大字湊町字油久保30番地16
破産者　石鉢　トモ
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第７３６号
宮城県多賀城市桜木３丁目３番45―202号
破産者　佐藤　浩光
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４１号
栃木県下都賀郡野木町大字丸林590番地１
ウォーブルヒルＡ―202号、従前の住所茨城県古河市関戸1605番地３　エクセレントＩ棟201号室
破産者　関　　大輔
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第７３８号
埼玉県幸手市東２丁目18番22号
破産者　末廣　幸治
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７９２号
埼玉県川越市大字藤間956番地４　アゼリアＢ―201号室、破産手続開始時の住所埼玉県新座市畑中１丁目10番57―815号
破産者　ナリタデザイン事務所こと　成田　里己
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３０６号
さいたま市大宮区堀の内町１丁目36番地　みなみハウス２階
破産者　榎本　進一
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係